

令和2年度 東部地区 各種講習会計画 9月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。（公社）広島県労働基準協会尾道支部／電話 0848-22-3432・Fax22-3444

種 類	開催予定	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
ﾌﾟﾗｽ機械作業主任者 (3日=16時間教育)	7~9	福山教習所 (7~9)	なし	14,300	1,540	安衛法施工令第6条7号抜粋に掲げる動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業
はい作業主任者 (2日=12時間教育)	10・11	福山教習所 (10・11)	なし	11,000	1,595	高さが2m以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く）の集団をいう）のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）
特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	28・29	福山教習所 (28・29)	なし	11,000	1,980	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条18,20号別表第3,5)
酸欠・硫化水素危険作業主任者 (3日=17.5時間教育)	16~18	福山教習所 (16~18)	なし	14,300	2,200	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険箇所における作業場（酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照）
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	14・15	福山教習所 (14・15)	なし	11,000	1,980	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、労働省令で定めるものに係る作業 (安衛令第6条22号、別表第6の2)
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	2~10	福山教習所 (2・3)	福山教習所 (7・8・9・10)	A25,300 B23,100	1,705	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務 (安衛令第20条6号)
ガス溶接 (2日=13時間教育)	7・8	福山教習所 (7)	福山教習所 (8)	9,900	880	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 (安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	15~24	尾道市農村環境改善センター (15・16)	福山教習所 (23・24)	A20,900 B19,800 C18,700	1,650	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務 (安衛令第20条16号)
小型移動式クレーン運転 A区分(2日間=20時間教育) BCD区分 (2日間=14時間教育)	23~28	福山教習所 (23・24)	福山教習所 (25・28)	A25,300 B23,100 C24,200	1,705	つり上荷重が1t以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務 (安衛令第20条10号)
アーク溶接等業務 学科・実技 (3日=17.5時間教育)	15~17 28・30	福山教習所 (15・16) 福山教習所 (28・29)	福山教習所 (17) 福山教習所 (30)	会員18,700 一般22,000	1,100	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします（各支部分含む）

種 類	開催予定	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
クレーン運転業務 (2日=13時間教育)	10・11	福山教習所 (10)	福山教習所 (11)	会員 14,300 一般 17,600	1,705	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育) C区分(2日=15時間教育)	2~12	福山教習所 (2)	福山教習所 (7~9) (10~12) C区分(9/3)	A 33,000 B 27,500 C 16,500	1,650	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務 (安衛令第20条11号)
	14~25	福山教習所 (14)	福山教習所 (15~17)			
	28~10/1	竹原市 三井健保会館 (28)	竹原市 三井健保会館 (29~10/1)			
低圧電気取り扱い業務 (2日=14時間教育)	24・25	福山教習所 (24)	福山教習所 (25)	会員 14,300 一般 17,600	715	低圧(直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務(安衛則第36条第4号抜粋)
フルハーネス型 墜落制止用器具業務 (1日=6時間教育)	4	福山教習所 (4)	福山教習所 (4)	会員 7,700 一般 11,000	990	墜落制止用器具(フルハーネス型)を用いて行う作業に係る業務(安衛則第36条第41号要約)
安全衛生推進者養成講習 (2日=10時間教育)	8・9	尾道系崎港湾福祉 センター(8・9)	なし	11,000	1,430	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場に選任必要(安衛法第12条の2安衛則第12条の2)
衛生推進者養成講習 (1日=5時間教育)	18	福山教習所 (18)	なし	6,600	1,100	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場に選任必要(安衛法第12条の2安衛則第12条の2) 上記以外の業種、金融・保険業、農業、漁業、各種商品卸売業及び各種商品小売業以外の卸売業と小売業、不動産業、物品賃貸業、理容、美容・浴場業、葬儀・火葬業、映画業、劇場・興行業、競輪・競馬、公園・遊園地・遊技場、駐車場、情報サービス・広告業、病院・診療所等医療業などの事業場
職長等教育 (2日=12時間)	15・16	三原市市民福祉会館 (15・16)	なし	会員 14,300 一般 17,600	880(職長)	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者(安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)
	30・10/1	福山教習所 (30・10/1)				
職長・安全衛生責任者教育 (2日=14時間)	15・16	三原市市民福祉会館 (15・16)				
	30・10/1	福山教習所 (30・10/1)				

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします(各支部分含む)